

平成19年度

海上保安庁関係
予算概算要求概要

平成18年8月

海上保安庁

目 次

平成19年度海上保安庁関係予算概算要求の概要

1. 要求の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
2. 海上保安庁関係予算概算要求総括表・・・・・・・・・・・・・・ 1

重要事項

1. 巡視船艇・航空機等の緊急整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行・・・・・・・・ 5
3. 海上交通の安全性・効率性の向上・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化・・・・・・ 8

平成19年度海上保安庁関係予算概算要求の概要

1. 要求の基本的考え方

平成19年度概算要求に当たっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、その要求内容の重点化を図る。

特に、巡視船艇・航空機の老朽・旧式化による業務上の支障の早期解消を図るとともに、海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒体制の構築、大規模災害等に対する救助体制の強化等の新たな業務課題に対応するため、老朽・旧式化の進んだ巡視船艇・航空機等の緊急かつ計画的な代替整備を推進するための予算を確保することに重点をおいた。

また、社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行に必要な予算を手当てするとともに、海上交通の安全性・効率性の向上に係る予算についてはメリハリの効いた予算の実現に努めた。

2. 海上保安庁関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

| 事 項 | 18年度 予算額 | 19年度 要求額 | 対前年度 比較増減 | 対前年度 比 |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 海上保安庁 | 178,979 | 199,898 | 20,919 | 1.12 |
| 重要事項 | | | | |
| 巡視船艇・航空機等の緊急整備 | 27,966 | 45,528 | 17,562 | 1.63 |
| (1) 巡視船艇の整備 | 18,503 | 28,918 | 10,415 | |
| (2) 航空機の整備 | 9,070 | 12,199 | 3,129 | |
| (3) 船艇・航空機基地施設の整備 | 250 | 2,439 | 2,189 | |
| (4) 情報通信システムの整備 | 143 | 1,972 | 1,829 | |
| 社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行 | 7,624 | 7,772 | 148 | 1.02 |
| (1) 海上犯罪の予防・取締りの強化 | 682 | 775 | 93 | |
| (2) 海上防災・海難救助体制の強化 | 207 | 238 | 31 | |
| (3) 大陸棚の限界画定のための調査の推進 | 6,735 | 6,759 | 24 | |
| 海上交通の安全性・効率性の向上 | 5,292 | 5,848 | 556 | 1.11 |

重要事項

1. 巡視船艇・航空機等の緊急整備

- (1) 巡視船艇の整備 35隻〔うち継続15隻〕
28,918(18,503)百万円

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒水準の維持等の業務課題に的確に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇を代替し、併せて必要な高速化、操縦性能向上等高性能化を図る。

- ・ 1,000トン型巡視船 8隻(うち継続4隻)
- ・ 350トン型巡視船 9隻(うち継続6隻)
- ・ 180トン型巡視船 2隻
- ・ 30メートル型巡視艇 6隻(うち継続3隻)
- ・ 20メートル型巡視艇 8隻

尖閣諸島周辺海域の警備体制を盤石とするため、拠点機能強化巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 1,000トン型巡視船 1隻(継続)

工作船事件等を踏まえて、高速高機能巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 2,000トン型巡視船 1隻(継続)

- (2) 航空機の整備 12機〔うち継続8機〕
12,199(9,070)百万円

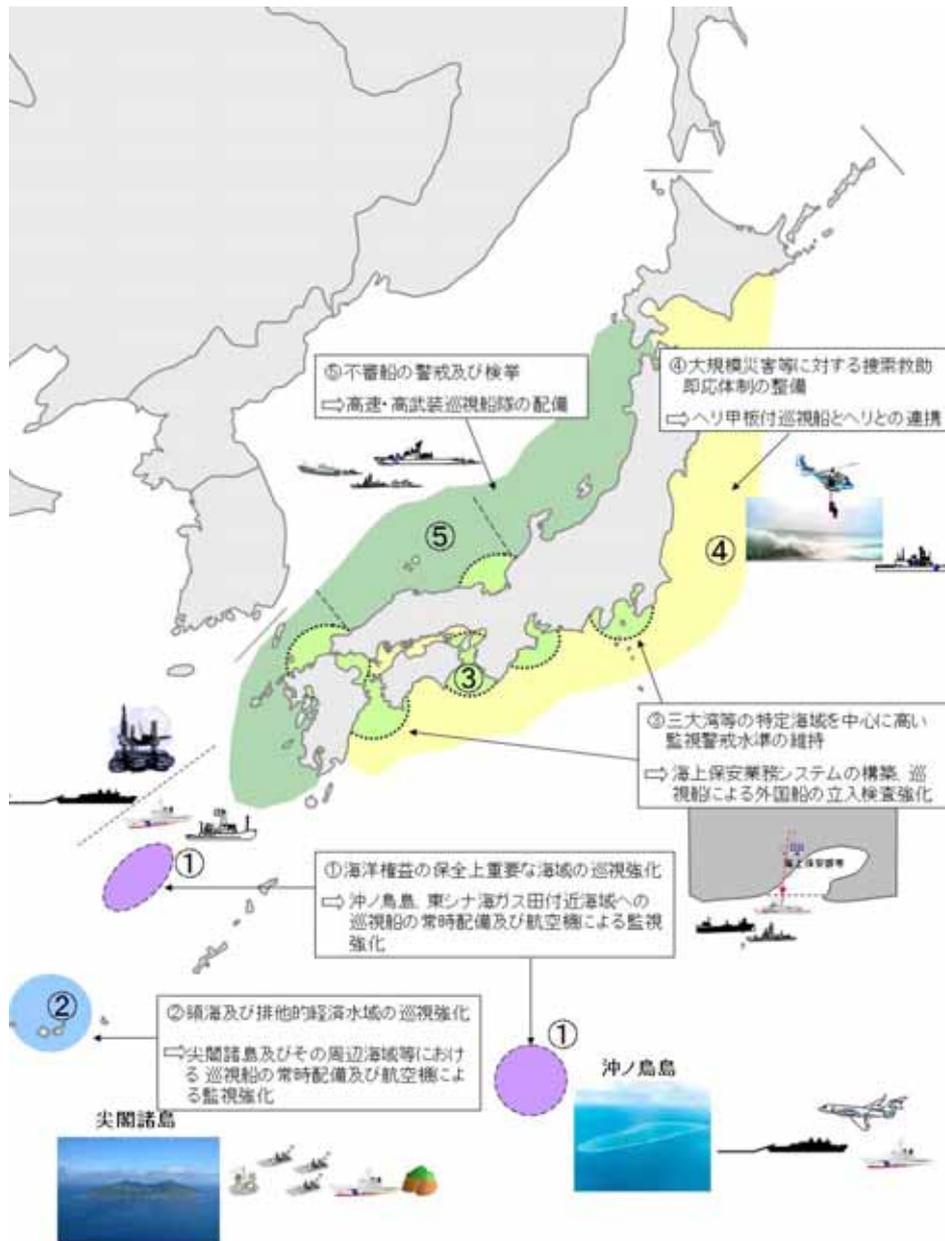
海洋権益の保全、大規模災害等に対する救助体制の強化等新たな業務課題に的確に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ航空機を代替し、併せて必要な航続性能・搜索監視能力向上等の高性能化を図る。

- ・ 飛行機 5機(うち継続3機)
- ・ ヘリコプター 5機(うち継続3機)

テロ鎮圧部隊等を迅速に現場へ輸送できる能力を有するヘリコプターの整備を引き続き推進する。

・ヘリコプター 2機（継続）

【新たな業務課題に的確に対応できる業務執行体制の確保】



(3) 船艇・航空機基地施設の整備

2,439(250)百万円

船艇・航空機の運用に必要な基地施設を整備する。

- ・ 中部航空基地(仮称)の整備(継続)
- ・ 防災型浮棧橋の整備

(4) 情報通信システムの整備

1,972(143)百万円

海上保安業務の効率性・機動性の向上を図るため、携帯電話からの118番緊急通報の発信位置情報、AIS(船舶自動識別装置)による船舶動静情報等と当庁が保有する各種の情報を横断的に照合する新システム(海上保安業務システム)の整備を推進する。



(注) AISとは、船舶間において、船舶の船名、位置、速力、目的地等の情報を自動的に交換する装置で、国際航海に従事する旅客船と300トン以上の船舶は既に搭載が完了し、国際航海に従事しない1500トン以上の船舶は平成20年7月までに搭載が義務付けられている。(航空機・陸上局はこの情報を受信)

2. 社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行

(1) 海上犯罪の予防・取締りの強化

775(682)百万円

- ・密輸・密航事犯をはじめとする各種海上犯罪や海上テロへの対応に必要な海上警察力の強化を図るための装備の整備等



【海上犯罪容疑船舶の捕捉(訓練)】

(2) 海上防災・海難救助体制の強化

238(207)百万円

- ・海洋汚染物質排出事故への対応体制の強化を図るための有害危険物質(HNS)に係る防除資器材の整備等
- ・海難救助体制の強化を図るための機動救難士装備の整備



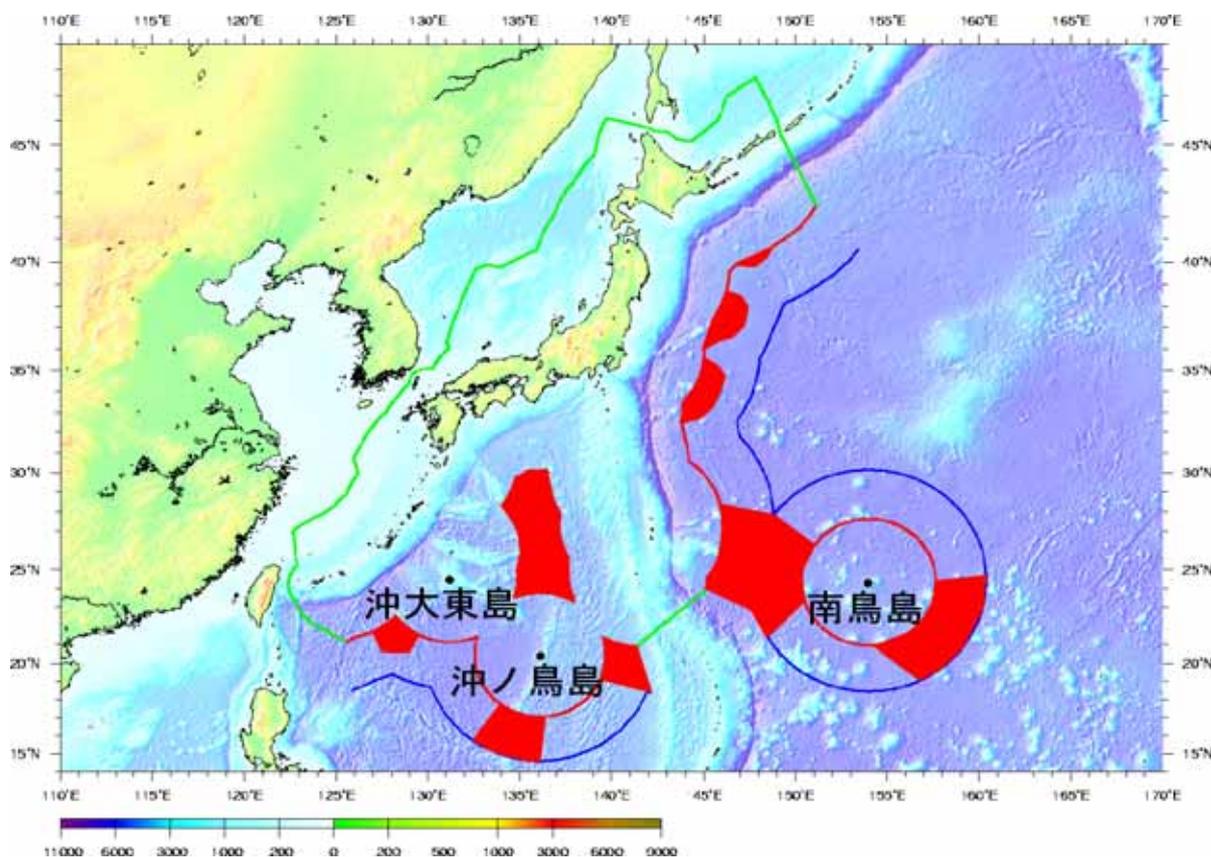
【有害物質汚染事故への対処(訓練)】

(3) 大陸棚の限界画定のための調査の推進

6,759(6,735)百万円

我が国の大陸棚が、国連海洋法条約に基づき200海里を超えて認められるためには、平成21年5月までに大陸棚の地形・地質に関するデータ等大陸棚の限界に関する情報を国連「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する必要がある。

このため、「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」で策定された「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、関係省庁と連携を図り、16、17、18年度に引き続き、我が国の大陸棚の画定に必要な周辺海域の地形・地質に関するデータを整備するために必要な調査を実施する。



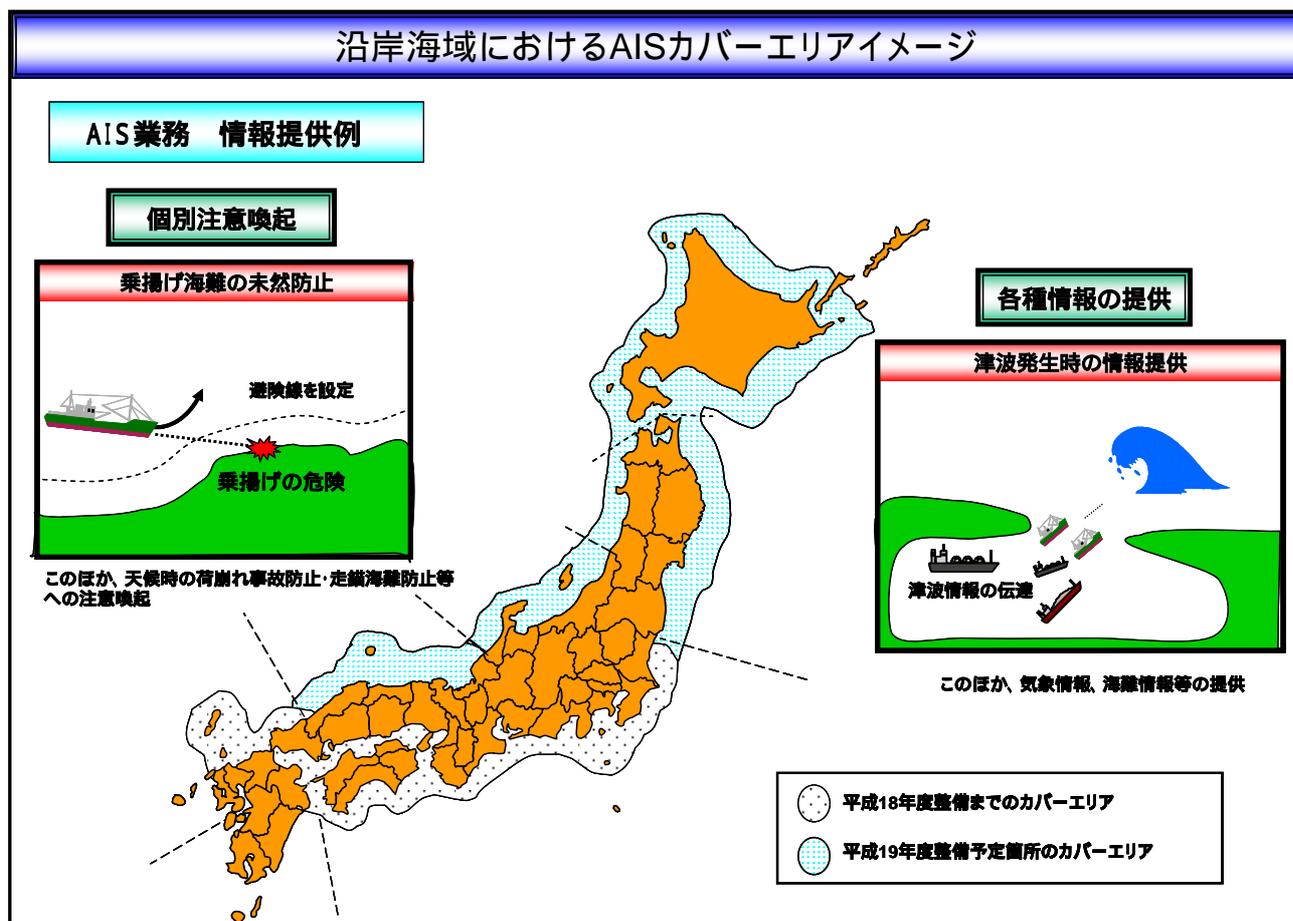
■ 新たに我が国の大陸棚とすることができる可能性がある海域

3. 海上交通の安全性・効率性の向上

5,848(5,292)百万円

海上交通の安全性・効率性を確保するため、以下の航路標識整備事業を重点的かつ計画的に推進する。

- (1) AISを活用した次世代型航行支援システムの整備
北海道、東北、信越から山陰までの海域をカバーするAIS陸上局・運用所の整備。乗揚げ海難の未然防止等に必要な機能強化。
- (2) ふくそう海域における航路標識の高機能・高規格化（より見やすく、より識別しやすくするための同期点減化等）
- (3) 航路標識電源のクリーンエネルギー化
- (4) ITを活用した沿岸海域の安全に関する情報提供の充実



4 . 巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化

180人

海上における国民の安全・安心を守るため、年間を通じて時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制を整備するとともに、容疑船の継続的な動静監視と外国船舶に対する立入検査を強化するなど治安向上のための海上保安体制の強化を図る。

- (1) 沿岸部や港内の事件・事故に対する勢力である巡視艇について乗組員の休養日(年104日)による初動遅延を解消するとともに、容疑船の継続的動静監視等、長時間に及ぶ事件・事故対応を的確に行うため、複数クルー制を導入する。
- (2) 複数クルー化された巡視艇乗組員の勢力を活用して、外国船舶への立入検査、密漁の取締り等を強化する。



迅速な海難対応



徹底した立入検査



密漁等の取締強化